

表ニ設-10 端栓圧入機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {448} 端栓圧入機 第1類 端栓圧入機支持脚部材※1: <input type="text"/> <input type="text"/> 端栓圧入機支持脚アンカーボルト※1: <input type="text"/> <input type="text"/> 寸法確認部部材: <input type="text"/> 寸法確認部アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図ニ配-1、図ニ設-20	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表二設-11 UO<sub>2</sub>明替ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{449} 燃料棒補修設備 UO <sub>2</sub> 明替ボックス
設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器名		燃料棒補修設備 UO <sub>2</sub> 明替ボックス
変更内容		改造 ・ 耐震補強のためフードボックスを改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	傾斜式
	主要な構造材	別表二設-11
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	秤量器
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> ペレット、燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{449} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (ペレット取出台) 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 (ペレット明替ボックス) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-118)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表二設-11 UO<sub>2</sub>明替ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {449}UO <sub>2</sub> 明替ボックス 第1類 ペレット取出台部材: [ ] ペレット取出台アンカーボルト: [ ] [ ] ペレット明替ボックス部材: [ ] [ ] ペレット明替ボックスアンカーボルト: [ ] [ ]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図二配-1、図二設-21	




注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {450} 燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (4) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (5) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (6) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (7) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (8) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (9) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (10) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (11) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (12) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア (1) 受入コンベア (2) UT 前コンベア (3) シール X 線前コンベア (4) トレイ縦送りコンベア (5) 全長・重量前コンベア (6) トレイスタックコンベア (7) 燃料棒スタックコンベア A (8) γ 線走査コンベア (9) 燃料棒スタックコンベア B (10) 燃料棒供給コンベア (11) チャンネル搬送コンベア (12) チャンネルスタックコンベア
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため既設を撤去し改造した機器を設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (4) 改造 ・ 既設 (X 線装置) を撤去し、X 線機能を廃止した機器を設置する。 (5) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (6) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (7) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (8) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (9) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (10) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (11) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (12) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 不要機器の一部取外し。



表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (2/4)

員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 2基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基	
一般仕様	型式	ローラ/ホイール/ボールコンベア組合せ方式
	主要な構造材	別表ニ設-12
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2)  (3)  (4)  (5)  (6)  (7)  (8)  (9)  (10)  (11)  (12) 
	その他の構成機器	ロッドトレイ、ロッドチャンネル
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{450} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-1、図臨組-2、図臨組-3、図臨組-4、図臨組-5、 図臨組-6)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設一12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (3/4)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。</p> <p>{450} 燃料棒ラインコンベア 第1類</p> <p>受入コンベア部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>受入コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>UT前コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>UT前コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>シールX線前コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>シールX線前コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>トレイ縦送りコンベア部材: <input type="text"/></p> <p>トレイ縦送りコンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>全長・重量前コンベア部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>全長・重量前コンベア取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>全長・重量前コンベア架台部材: <input type="text"/></p> <p>全長・重量前コンベア架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>トレイスタックコンベア(1)部材: <input type="text"/></p> <p>トレイスタックコンベア(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>トレイスタックコンベア(2)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>トレイスタックコンベア(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(1)部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(2)部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)架台部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアA(3)昇降部材: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>γ線走査コンベア(1)部材: <input type="text"/></p> <p>γ線走査コンベア(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>γ線走査コンベア(2)部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>γ線走査コンベア(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアB架台部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒スタックコンベアB架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>燃料棒スタックコンベアB昇降部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>燃料棒供給コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>燃料棒供給コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネル搬送コンベア部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネル搬送コンベアアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(1)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(2)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(3)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(3)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(4)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(4)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(5)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(5)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(7)部材: <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(7)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む)</p> <p><input type="checkbox"/> (新規) 含む)</p> <p>チャンネルスタックコンベア(8)部材: <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>チャンネルスタックコンベア(8)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/></p>
---------------	------------	--

表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-22	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-13 超音波検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{451} 燃料棒検査設備 燃料棒検査装置(超音波式)
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 超音波検査装置
変更内容		改造 ・ 耐震補強のためアンカーボルトの仕様を変更する。
員数		1基
一般仕様	型式	超音波探傷方式
	主要な構造材	別表ニ設-13
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{451} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-1)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設一13 超音波検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {451}燃料棒検査装置(超音波式)※1 第1類 超音波検査装置支持脚部材: [ ] 超音波検査装置支持脚アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配一2、図ニ設一23	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-14 シールX線検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{452} 燃料棒検査設備 X線検査装置
設置場所	工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒検査設備 シールX線検査装置	
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	マイクロフォーカス式
	主要な構造材	別表ニ設-14
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{452} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-1)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設一14 シールX線検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {452}X線検査装置 第1類 シールX線検査装置(本体)部材: <input type="text"/> シールX線検査装置(本体)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) シールX線検査装置(搬送部)部材: <input type="text"/> シールX線検査装置(搬送部)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配一2、図ニ設一24	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-15 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{453} 燃料棒検査設備 燃料棒全長・重量測定装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 燃料棒全長・重量測定装置
変更内容		改造 ・耐震補強のためアンカーボルトの仕様を変更する。
員数		1基
一般仕様	型式	マグネスケール&秤量方式
	主要な構造材	別表ニ設-15
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{453} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-3)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。



表ニ設-15 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {453} 燃料棒全長・重量測定装置※1 第1類 燃料棒全長・重量測定装置支持脚部材： <input type="text"/> 燃料棒全長・重量測定装置支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-25	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-16 渦電流検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{454} 燃料棒検査設備 燃料棒検査装置(渦電流式)
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 渦電流検査装置
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	渦電流方式
	主要な構造材	別表ニ設-16
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{454} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設-16 渦電流検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {454}燃料棒検査装置(渦電流式) 第2類 燃料棒搬送装置(供給部)部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(供給部)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(搬送部)部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(搬送部)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(検査部)部材: <input type="text"/> 燃料棒搬送装置(検査部)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-26	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-17 γ線走査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{455} 燃料棒検査設備 γ線走査装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 γ線走査装置
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	アクティブガンマ方式
	主要な構造材	別表ニ設-17
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{455} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表二設-17 γ線走査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {455} γ線走査装置※1 第2類 γ線走査装置支持脚部材： <input type="text"/> <input type="text"/> γ線走査装置支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図二配一-2、図二設一-27	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-18 ヘリウムリーク試験装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{456} 燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		3基
一般仕様	型式	真空チャンバ方式
	主要な構造材	別表ニ設-18
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{456} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-7)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ニ設-18 ヘリウムリーク試験装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {456}ヘリウムリーク試験装置※1 第1類 ヘリウムリーク試験装置支持脚部材: <input type="text"/> ヘリウムリーク試験装置支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ニ配-2、図ニ設-28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設一19 定盤 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{457} 燃料棒検査設備 定盤
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 (3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名	燃料棒検査設備 定盤 (1) 燃料棒検査定盤 (1) (2) 燃料棒検査定盤 (2) (3) 燃料棒立会検査定盤	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	花崗岩平型
	主要な構造材	別表ニ設一19
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{457} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配一4、図臨組一8、図臨組一9)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。



表二設-19 定盤 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {457}定盤 第1類 燃料棒検査定盤支持脚部材※1: <input type="text"/> 燃料棒検査定盤支持脚アンカーボルト※1: <input type="text"/> <input type="text"/> チャンネル搬送部部材: <input type="text"/> <input type="text"/> チャンネル搬送部アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 燃料棒立会検査定盤支持脚部材※1: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料棒立会検査定盤支持脚アンカーボルト※1: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)含む) チャンネルコンベア(1)部材: <input type="text"/> チャンネルコンベア(1)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> チャンネルコンベア(2)部材: <input type="text"/> チャンネルコンベア(2)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図二配-2、図二設-29、図二設-30	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ニ設-20 燃料棒受台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{458} 燃料棒検査設備 燃料棒受台
設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料棒検査設備 燃料棒受台
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	ボールローラ方式
	主要な構造材	別表ニ設-20
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{458} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-24)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表二設-20 燃料棒受台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {458}燃料棒受台 第1類 燃料棒受台部材: <input type="text"/> 燃料棒受台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図二配-2、図二設-31	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ニ設一1 ペレット乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット乾燥機(1)	構造部材	柱	
ペレット乾燥機(2)			
ペレット乾燥機(3)		はり	
ペレット乾燥機(4)			
ペレット乾燥機(6)			
ペレット乾燥機(8)			
ペレット乾燥機(9)		ウランを取り扱う部位	
ペレット乾燥機(10)	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{440}

別表ニ設一2 ペレット挿入機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット挿入機Ⅰ系 ペレット挿入機Ⅱ系	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他		アンカーボルト	
		ストッパー（落下防止）	

事業許可との対応：{441}

別表ニ設一3 ペレットトレイ用台車(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレットトレイ用台車(3)	構造部材	台車本体 収納部	
	ウランを取り扱う部位	ー (ペレットトレイ)	
	その他	ストッパー (落下防止)  スペーサー	

事業許可との対応：{442}

別表ニ設-4 端面洗浄機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
端面洗浄機 I 系	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	
端面洗浄機 II 系	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{443}

別表ニ設-5 端栓圧入機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
端栓圧入機Ⅰ系 端栓圧入機Ⅱ系	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他		アンカーボルト	
		取付ボルト	

事業許可との対応：{444}



別表二設一6 端栓周溶接装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
上部端栓周溶接装置Ⅰ系	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
下部端栓周溶接装置Ⅰ系 上部端栓周溶接装置Ⅱ系 下部端栓周溶接装置Ⅱ系	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	
		取付ボルト	

事業許可との対応：{445}

別表ニ設一7 He 加圧溶接装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
He 加圧溶接装置 I 系 He 加圧溶接装置 II 系	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{445}

別表ニ設-8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (1/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベア I 系(1)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系(2)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系(3)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系(4)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア I 系(5)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設-8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (2/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベア I 系 (6)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
払出しコンベア I 系	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設一8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (3/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベア II 系 (1)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア II 系 (2)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア II 系 (3)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア II 系 (4)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
ラインコンベア II 系 (5)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設-8 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (4/4)

機器名	部位	部位名	材料
ラインコンベア II 系 (6)	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
払出しコンベア II 系	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドトレイ	

事業許可との対応：{446}

別表ニ設-9 端栓切断機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
端栓切断機	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{447}

別表ニ設一10 端栓圧入機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
端栓圧入機	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{448}



別表ニ設一11 UO<sub>2</sub>明替ボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
UO <sub>2</sub> 明替ボックス	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管 フードボックス (パネル)	
その他	アンカーボルト		
	秤量器		

事業許可との対応：{449}

別表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (1/4)

機器名	部位	部位名	材料
受入コンベア	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
UT 前コンベア	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
シール X 線前コンベア	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ロッドトレイ	
トレイ縦送りコンベア	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー (落下防止) ロッドトレイ	

事業許可との対応：{450}

別表ニ設-12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (2/4)

機器名	部位	部位名	材料
全長・重量前コンベア	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		
	ストッパー (落下防止)		
	取付ボルト		
	ロッドトレイ		
トレイスタックコンベア	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		
	ロッドトレイ		
燃料棒スタックコンベア A	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{450}

別表ニ設一12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (3/4)

機器名	部位	部位名	材料
γ線走査コンベア	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		
	ストッパー (落下防止)		
燃料棒スタックコンベア B	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		
燃料棒供給コンベア	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		
	ストッパー (落下防止) ロッドチャンネル		
チャンネル搬送コンベア	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		
	ストッパー (落下防止) ロッドチャンネル		

事業許可との対応：{450}

別表ニ設一12 燃料棒ラインコンベア 材料一覧 (4/4)

機器名	部位	部位名	材料
チャンネルスタックコンベア	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		
		ストッパー (落下防止)	
		ロッドチャンネル	

事業許可との対応：{450}

別表ニ設-13 超音波検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
超音波検査装置	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{451}

別表ニ設一14 シールX線検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シールX線検査装置	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー（落下防止）	

事業許可との対応：{452}

別表ニ設-15 燃料棒全長・重量測定装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒全長・重量測定装置	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{453}



別表ニ設-16 渦電流検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
渦電流検査装置	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト ストッパー（落下防止）	

事業許可との対応：{454}

別表ニ設一17  $\gamma$ 線走査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
$\gamma$ 線走査装置	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{455}

別表ニ設一18 ヘリウムリーク試験装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ヘリウムリーク試験装置	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{456}

別表ニ設一19 定盤 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒検査定盤(1) 燃料棒検査定盤(2)	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
燃料棒立会検査定盤	構造部材	アンカーボルト 定盤	
		柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 定盤	

事業許可との対応：{457}

別表ニ設-20 燃料棒受台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒受台	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{458}

## ホ 組立施設

### 1. 変更の概要

申請対象建物及び変更内容を表ホー1に、工場棟組立工場の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ホー2に、組立施設の申請対象機器と変更内容を表ホー3に、申請機器の名称対比表を表ホー付1に示す。

### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法— (日本建築学会)
- (13) 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書 (建築研究所)
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会)

### 3. 設計条件及び仕様

#### (1) 工場棟組立工場 (鉄扉新設)

今回申請する工場棟組立工場の建物は、昭和46年9月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。同建物は、平成14年に燃料集合体貯蔵室内に独立遮蔽壁を設置している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

工場棟組立工場の鉄扉に関する仕様を表ホ建-1に、鉄扉に関する主要な構造材の仕様を表ホ建-2に、建物の各部位の仕様を表ホ建-3に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ホ建-4に示す。

#### ・申請範囲の概要

工場棟組立工場 (鉄扉新設) に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1: 敷地内建物配置図

図イ建-3-1: 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)

図イ建-3-2: 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン  
(1階)

図イ建-3-3: 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表

図イ建-3-4：工場棟、附属建物 鉄扉概要図

図イ建-3-5：工場棟、放射線管理棟、附属建物 管理区域区分図（1階）

図イ建-3-6：工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域（1階）

図イ建-3-9：工場棟、放射線管理棟、附属建物 航空機落下に伴う火災影響評価

### (3) 設備・機器

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表ホ設-1～16に、配置を図ホ配-1に示す。本申請の設備は燃料集合体組立工程のなかの、燃料集合体組立工程、燃料集合体検査工程、及び燃料集合体の洗浄工程（事業許可212、213ページ）を構成する設備である。

表ホー1 組立施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	工場棟組立工場（鉄扉新設）	1 式	改造

表ホー2 工場棟組立工場の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建 3-IX 参照)
3-a. 鉄扉新設	—	新設鉄扉

注) : ・ 4. 工事の方法 4.1 工場棟組立工場(1)手順 参照

・ 表ホ建-2 工場棟組立工場（鉄扉新設） 主要な構造材の仕様表 参照

・ I-2 検査の項目及び方法 表 1-1(1/4)及び表 1-3-3 参照

・ 図イ建-3-1 参照



表ホ-3 組立施設の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 組立工場 燃料集合体 組立室	マガジン挿入装置	2 基	変更なし
	マガジン	4 基	変更なし
	運搬台車	2 台	改造
	マガジン架台	3 基	改造
	マガジン姿勢変換台	1 基	改造
	燃料集合体組立装置	3 基	改造
	マガジン架台部	1 台	変更なし
	燃料集合体洗浄装置	1 式	改造
	ジブクレーン	1 基	改造
	エンベロープ検査装置	1 基	改造
	チャンネル検査装置	1 基	改造
	燃料集合体検査定盤	1 基	改造
	燃料集合体検査測定台	3 基	変更なし
	ジブクレーン	2 基	改造
	燃料集合体外観検査台	1 基	改造
工場棟 組立工場 燃料棒検査室	燃料集合体検査ピット	3 基	改造

表ホー付1 申請機器名称対比表（組立施設）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
469	マガジン挿入装置	マガジン挿入装置
470	マガジン昇降台	
471	マガジン	マガジン
472	運搬台車	運搬台車
473	マガジン架台	マガジン架台
474	姿勢変換台	マガジン姿勢変換台
475	燃料集合体組立装置(組立部)	燃料集合体組立装置
476	燃料集合体組立装置 (マガジン架台部)	マガジン架台部
477	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置
478		ジブクレーン
479	燃料集合体検査台	エンベロープ検査装置
480	燃料棒間隔測定装置	チャンネル検査装置
481	燃料集合体修正治具	燃料集合体検査定盤
482	燃料集合体検査測定台	燃料集合体検査測定台
483	燃料集合体検査用ホイスト	ジブクレーン
484	燃料集合体検査台	燃料集合体外観検査台
485	燃料集合体嵌合台	燃料集合体検査ピット

\*1：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

#### 4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

##### 4. 1. 建物・構築物

##### 4. 1. 1. 工場棟組立工場（鉄扉新設）

###### (1) 手順

今回申請の工場棟組立工場（鉄扉新設）に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。また、工場棟組立工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を3-a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 工場棟組立工場の燃料棒貯蔵棚に核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ ケーブルが外壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。

3-a. 鉄扉新設<sup>(注1)</sup>：耐竜巻性能向上を目的に、工場棟組立工場本体燃料集合体貯蔵室の既存シャッタを撤去し、鉄扉(SD-17)を新設する。

配置を図イ建-3-2に、建具表を図イ建-3-3に、鉄扉概要図を図イ建-3-4に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

###### (2) 工事上の注意事項

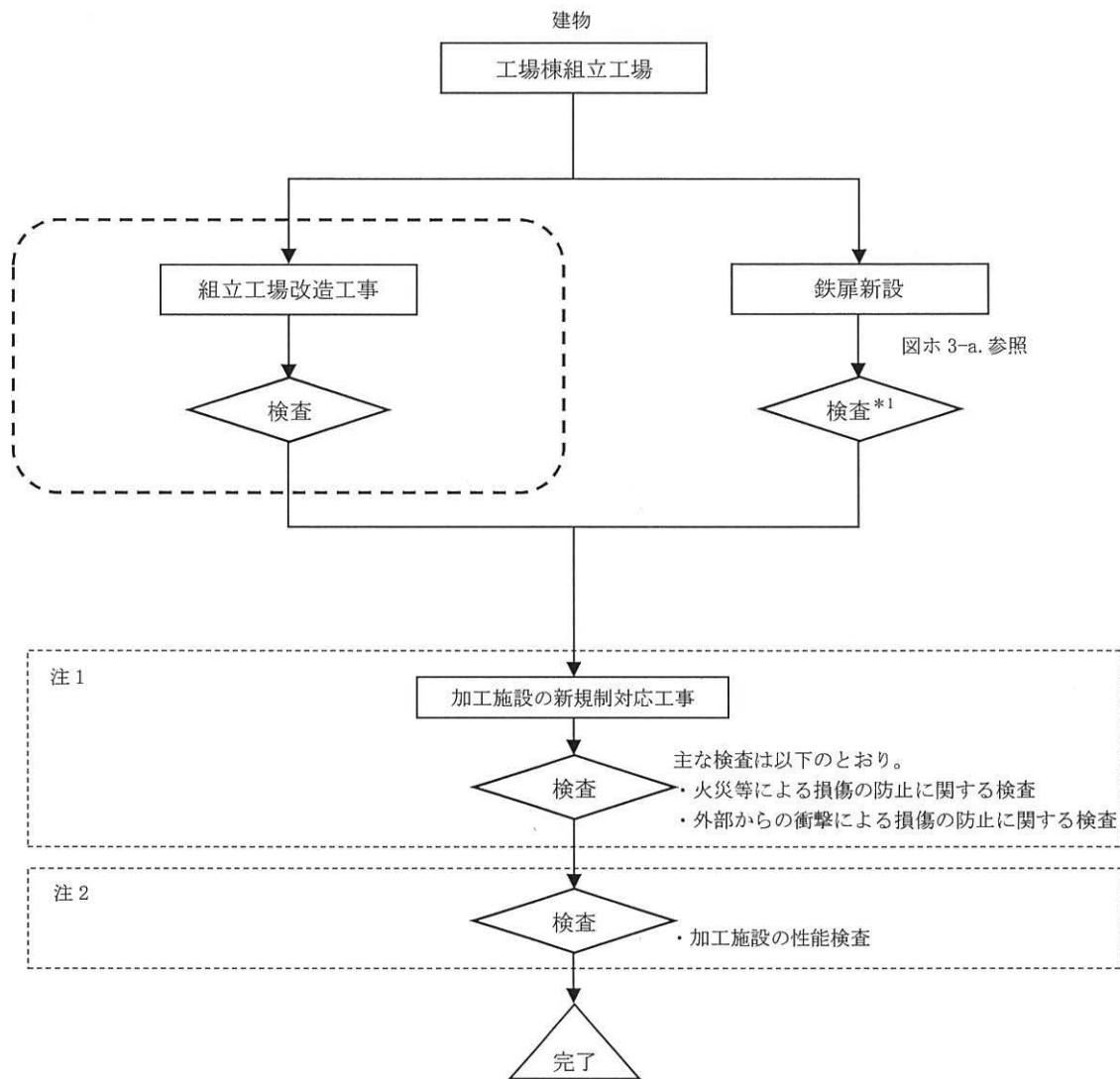
###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。

- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



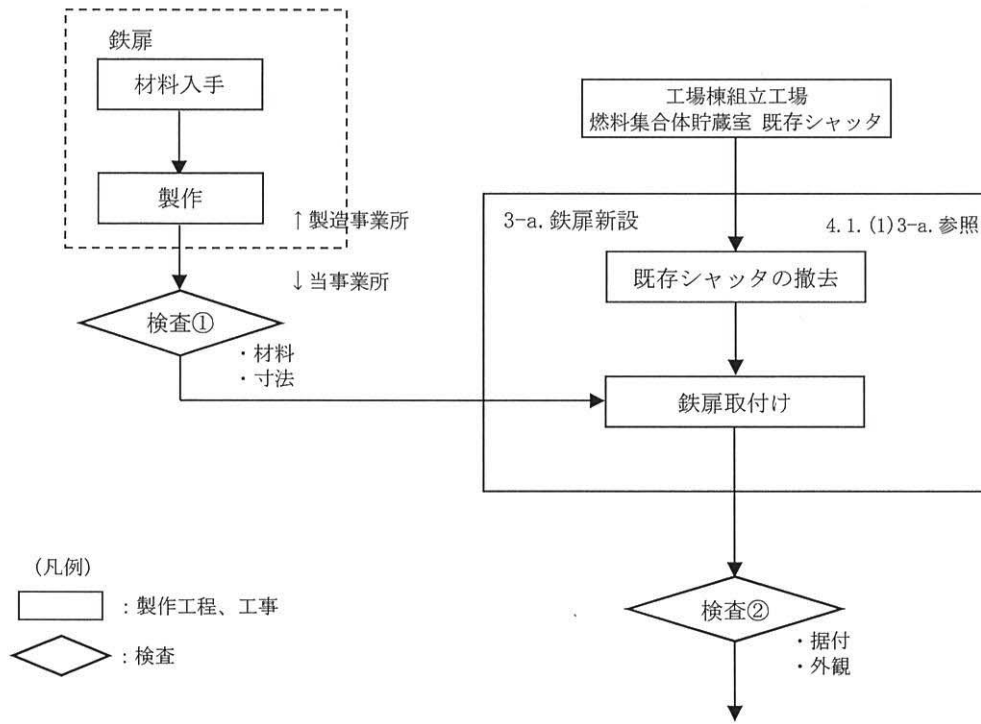
図ホ 1-1 工事の手順フロー図

- (凡例)
- : 製作工程、工事
  - : 検査
  - : 既認可  
(4次申請:156 ページ参照)

\*1: I-2 検査の項目及び方法  
表 1-3-3 参照

注 1: 工場棟組立工場以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注 2: 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。



(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ホ 3-a. 鉄扉新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-3に示す。

## 4. 2. 設備・機器

### (1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図ニ 2-1 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 18-1082 号、三原燃 第 18-1174 号)に示している。

工事対象の設備・機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。

#### a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ホ2-1-1参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及び I-2 の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

#### b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ホ2-2-1参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I-2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

### (2) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

#### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとと



もに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。

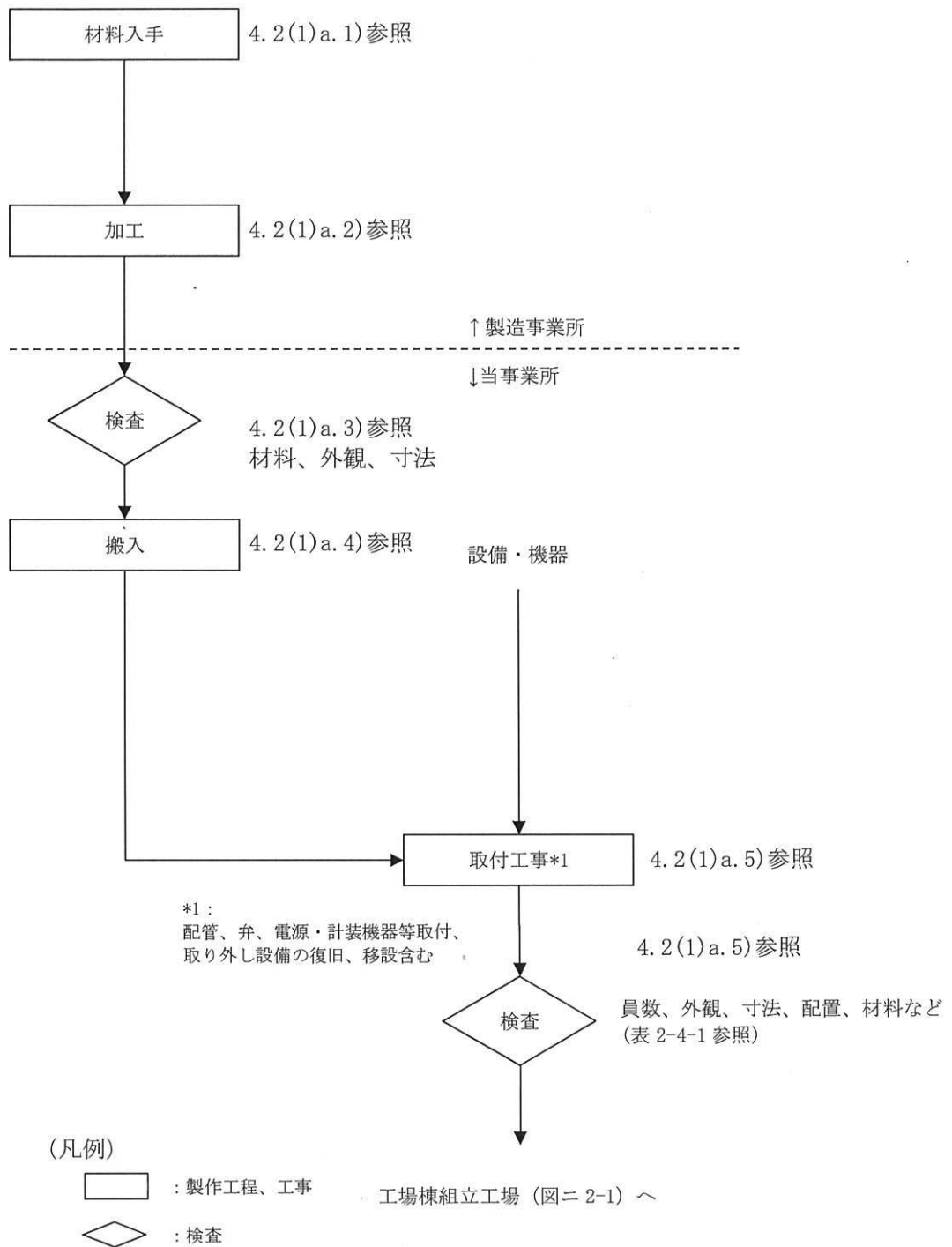
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
  - ・高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

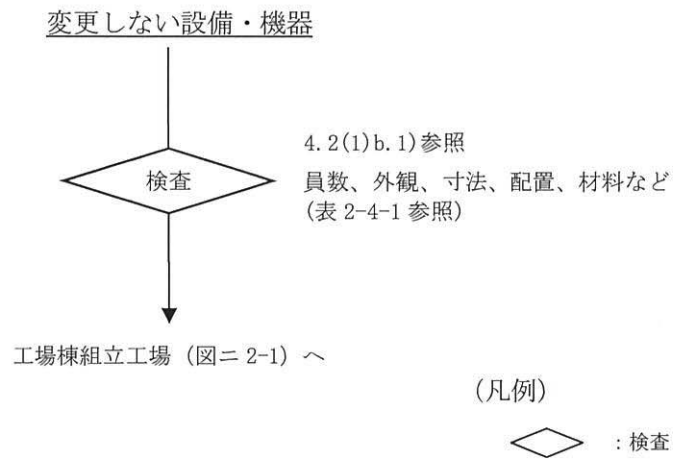
### (4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-4-1 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。



図ホ 2-1-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)

当事業所



図ホ 2-2-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)

表ホ建-1 仕様表（工場棟組立工場（鉄扉新設））（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{841} 建物 工場棟組立工場（鉄扉新設）
設置場所		敷地内建物配置図（図イ建-1-1）参照
機器名		工場棟組立工場（鉄扉新設）（SD-17:図イ建-3-2 参照）
変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐竜巻能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉新設 工場棟組立工場本体燃料集合体貯蔵室の既存シャッターを撤去し、鉄扉（SD-17）を新設する
員数		1 式
一般仕様	型式	鉄扉 : <input type="text"/>
	主要な構造材	表ホ建-2 に示す
	寸法（単位：m）	（鉄扉）両開： <input type="text"/> 板厚：外側 <input type="text"/> 、内側 <input type="text"/> （潜戸：外側 <input type="text"/> 、内側 <input type="text"/> ）
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 3]鉄扉（SD-17）は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-建 1] （航空機落下火災） ・ 航空機落下で発生する火災に対して鉄扉（SD-17）は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない。（図イ建-3-9 参照）
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。  [14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ホ建-1 仕様表（工場棟組立工場：鉄扉）（2/2）

技術基準に基づく設計 (注)	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)来襲時に工場棟組立工場の鉄扉(SD-17:竜巻防護ライン対象部位)は終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。(図イ建-3-2 参照)</li> </ul>	
添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図          図イ建-3-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)          図イ建-3-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)          図イ建-3-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表          図イ建-3-4 工場棟、付属建物 鉄扉概要図          図イ建-3-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価</p>	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 建 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

表ホ建-2 工場棟組立工場（鉄扉新設）主要な構造材の仕様表

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐竜巻性能向上	(1)工場棟組立工場 3-a. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/>	(1)本体 3-a. 図イ建-3-2~4  (参考) 図イ建-3-1 添付説明書-建 3-IX

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3-a. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm（両開：外側） 板厚 <input type="text"/> mm（両開：内側） 板厚 <input type="text"/> mm（潜戸：外側） 板厚 <input type="text"/> mm（潜戸：内側）	<input type="text"/>

(参考)

添付説明書-建 3-IX

表示建-3 建物の各部位の仕様表 (工場棟組立工場 (鉄扉新設) ) (1/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高h	図番号 (グレー部分の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容
工場棟組立工場本体	1階	東側 (15通り)	成型工場1階部と組立工場作業室との境界 (F-L通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC	図本建-16	既設 (一部補強)
				鉄扉 (2基) + 扉			
		東側 (14a通り)	成型工場1階部と組立工場作業室との境界 (1-J通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界	シャッタ (1基)	図本建-17	既設 新設
				RC			
		東側 (14b通り)	燃料検査室 (1階) と作業室 (1階) との境界 (F-L通り間)	火災区域境界	鉄扉 (4基)	図本建-17	新設
				RC			
		南側 (F通り)	成型工場2階、3階部と組立工場の境界 (F-L通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災区域境界	シャッタ (1基)	図本建-17	新設
				RC			
		南側 (F通り)	燃料検査室/燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (4-14通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	シャッタ (6基)	図本建-17	新設
				ダンパ (8基)			
		中央 (1通り)	燃料検査室 (4-5通り間) 作業室 (14-15通り間)	間仕切り壁	RC	図本建-9 図本建-12	既設 (一部補強)
				間仕切り壁	鉄扉 (S0-22)		
		中央 (1通り)	燃料検査室 (4-5通り間) 作業室 (14-15通り間)	間仕切り壁	RC	図本建-9 図本建-12	既設
				間仕切り壁	鉄扉 (S0-71)		
中央 (1通り)	燃料検査室 (4-5通り間) 作業室 (14-15通り間)	間仕切り壁	RC	図本建-9 図本建-12	既設		
		間仕切り壁	鉄扉 (S0-71)				

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表ホ建-3 建物の各部位の仕様表（工場棟組立工場（鉄扉新設））（2/3）

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高	図番号 (クレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容	
工場棟組立工場本体	1階	西側 (4通り)	燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (F-4通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC		既設 (一部 補強)	
			燃料集合体貯蔵室と前室との境界 (K-1通り間)	他の建物との境界 F3電巻防護ライン	RC		既設	
		北側 (1通り)	燃料集合体組立室/燃料集合体貯蔵室 と屋外との境界 (4-13通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC		既設 (一部 補強)	
			燃料集合体組立室と転換工場との境界 (13-15通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	鉄扉 (SD-21)		補強	
	1階	天井	独立遮熱壁	—	RC		図ホ建-1	補強
			床 (4-15通り間) (F-1通り間)	第2種管理区域境界 溢水防護区画境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート		既設	
		屋根	作業室の天井 (14-15通り間) (F-1通り間)	管理区域境界 火災区域境界	RC		既設	
				第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	折板		交換	

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）



表示建-3 建物の各部位の仕様表 (工場棟組立工場 (鉄扉新設)) (3/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高	図番号 (グレー部の図番号は四次申請の 図番号)	工事 内容			
工場棟組立工場前室	1 階	東側 (A通り)	組立工場本体と前室の境界 (K-1間)	他の建物との境界 F1電巻防護ライン	RC		既設			
				鉄扉 (SD-17)	既設					
		南側 (B通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-1間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)		耐火被覆材 (内側)	交換	図イ建-3-2、図イ建-3-3 図イ建-3-4	改造 (鉄扉 新設)
				サイディング (外側)	交換					
		西側 (1通り)	組立工場前室と屋外の境界 (K-1間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)		耐火被覆材 (内側)	新設		新設
				シヤッタ (SS-87)	交換					
		北側 (1通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-1間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)		耐火被覆材 (内側)	補強	図イ建-9 図イ建-12	補強
					耐火被覆材 (内側)		交換			
					シヤッタ (SS-19)		補強			
					鉄扉 (SD-18)		補強			
		床 (1-4通り間)、 屋根		第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート			既設		既設
					折板			交換		交換

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表ホ建-4 工場棟組立工場(鉄扉新設) 仕様表(次回以降の申請にて適合を確認する範囲)(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様 <sup>*1</sup>	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す	第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要離隔距離
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [16.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統)(888)
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

\*1: 設計番号は、四次申請(令和2年3月13日付)の設計番号を記載している

表ホ設-1 マガジン挿入装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{469} 燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置 {470} 燃料集合体組立設備 マガジン昇降台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置 (1) マガジン挿入装置 (2) マガジン昇降台
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	押し込み挿入方式
	主要な構造材	別表ホ設-1
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{469} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 配列部 厚み 6.5cm 以下、幅 120cm 以下 整列部及び挿入部 厚み 6.5cm 以下、幅 420cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 {470} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-10、図臨組-11)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-1 マガジン挿入装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {469}マガジン挿入装置 第1類 配列部部材： [ ] 配列部アンカーボルト： [ ]、[ ] 整列部A部材： [ ] 整列部Aアンカーボルト： [ ]、[ ] 整列部B部材： [ ] 整列部Bアンカーボルト： [ ]、[ ] 挿入部部材： [ ] 挿入部アンカーボルト： [ ]、[ ] {470}マガジン昇降台 第1類 マガジン昇降台部材： [ ] マガジン昇降台アンカーボルト： [ ]、[ ]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-1、図ホ設-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-2 マガジン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{471} 燃料集合体組立設備 マガジン
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン
変更内容		変更なし
員数		4 基
一般仕様	型式	横置型
	主要な構造材	別表ホ設-2
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{471} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表ホ設-2 マガジン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に対してストッパーで移動を制限する設計とする。	
添付図	図ホ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-3 運搬台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{472} 燃料集合体組立設備 運搬台車
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 運搬台車
変更内容		改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。
員数		2 台
一般仕様	型式	電動昇降型ホバークラフト移動式
	主要な構造材	別表ホ設-3
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{472} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨台-3) [4.2-設 3] 駆動源となる圧縮空気の供給を 1 台の台車だけに制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	—


表ホ設-3 運搬台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12. 1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16. 1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16. 1-設 2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重: 1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	
添付図	図ホ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4. 1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
 [99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。



表ホ設-4 マガジン架台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{473} 燃料集合体組立設備 マガジン架台	
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン架台 (1) マガジン架台 (1) (2) マガジン架台 (2) (3) マガジン架台 (3)	
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	横置型	
	主要な構造材	別表ホ設-4	
	寸法 (単位: mm)	(1)	
		(2)	
		(3)	
	その他の構成機器	-	
その他の性能	-		
取扱う核燃料物質の状態	燃料棒		
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{473} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-12)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。	

表ホ設-4 マガジン架台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {473}マガジン架台 第1類 マガジン架台部材： <input type="text"/> マガジン架台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-5 マガジン姿勢変換台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {474} 燃料集合体組立設備 姿勢変換台
設置場所	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 マガジン姿勢変換台	
変更内容	改造 ・ 配置を変更する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	横置回転方式
	主要な構造材	別表ホ設-5
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{474} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-13)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-5 マガジン姿勢変換台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {474} 姿勢変換台※1 第1類 マガジン姿勢変換台支持脚部材： <input type="text"/> <input type="text"/> マガジン姿勢変換台支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-6 燃料集合体組立装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{475} 燃料集合体組立設備 燃料集合体組立装置
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	
機器名	燃料集合体組立設備 燃料集合体組立装置 (1) 燃料集合体組立装置 (1) (2) 燃料集合体組立装置 (2) (3) 燃料集合体組立装置 (3)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	横型油圧起立式
	主要な構造材	別表ホ設-6
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{475} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-14)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-6 燃料集合体組立装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {475} 燃料集合体組立装置 第1類 燃料集合体組立装置(1)部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 燃料集合体組立装置(1)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規含む) 燃料集合体組立装置(2)部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 燃料集合体組立装置(2)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) 燃料集合体組立装置(3)部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 燃料集合体組立装置(3)アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) 含む)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-5、図ホ設-6、図ホ設-7	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-7 マガジン架台部 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{476} 燃料集合体組立設備 マガジン架台部
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 マガジン架台部
変更内容		変更なし
員数		1台
一般仕様	型式	横置型及びホバークラフト移動式
	主要な構造材	別表ホ設-7
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{476} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1体以下/収納部 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-15、図臨台-3) [4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車だけに制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-7 マガジン架台部 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {476}マガジン架台部 第1類 マガジン架台部部材: <input type="text"/> マガジン架台部取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-8	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表ホ設-8 燃料集合体洗浄装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{477} 燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室 (2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置 (1) 燃料集合体洗浄装置 (2) 拘束力検査測定台
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため機器の一部を取り出す。 (2) 改造 ・耐震補強のため架台脚部を改造する。 ・耐震補強のためクランプポストを取り替える。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	洗浄槽型
	主要な構造材	別表ホ設-8
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{477} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-16)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-8 燃料集合体洗浄装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {477}燃料集合体洗浄装置 第1類 燃料集合体洗浄装置支持脚※1 部材: <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置支持脚※1 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置架台※1 部材: <input type="text"/> 燃料集合体洗浄装置架台※1 アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 検査測定架台部材: <input type="text"/> 検査測定架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) クランプポスト部材: <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚、架台を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-9	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-9 ジブクレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{478} 燃料集合体組立設備 ホイスト
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体組立設備 ジブクレーン ジブクレーン(1)
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ホ設-9
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{478} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-9 ジブクレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {478}ホイス ト 第1類 ジブクレーン(1) 柱部材: <input type="text"/> ジブクレーン(1) 柱アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 含む) ジブクレーン(1) ジブ部材: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ラッチロック式フック)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-10	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-10 エンベロープ検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{479} 燃料集集体検査設備 燃料集集体検査台
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集集体組立室
機器名		燃料集集体検査設備 エンベロープ検査装置
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-10
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集集体
	核燃料物質の臨界防止	{479} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集集体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-17)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-10 エンベロープ検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {479} 燃料集集体検査台 第1類 エンベロープ検査装置部材: [ ] エンベロープ検査装置アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) エンベロープ検査装置取付ボルト: [ ] [ ]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集集体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-11	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-11 チャンネル検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{480} 燃料集合体検査設備 燃料棒間隔測定装置
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 チャンネル検査装置
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-11
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{480} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-18)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-11 チャンネル検査装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {480}燃料棒間隔測定装置 第1類 チャンネル検査装置部材： <input type="text"/> チャンネル検査装置アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) チャンネル検査装置取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-12	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表ホ設-12 燃料集合体検査定盤 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{481} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	花崗岩平型
	主要な構造材	別表ホ設-12
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{481} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-19)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-12 燃料集合体検査定盤 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {481}燃料集合体検査定盤※1 第1類 燃料集合体検査定盤支持脚部材： <input type="text"/> 燃料集合体検査定盤支持脚部材アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-13 燃料集合体検査測定台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{482} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台 (1) 燃料集合体検査測定台 (1) (2) 燃料集合体検査測定台 (2) (3) 燃料集合体検査測定台 (3)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	ピット型縦置検査式
	主要な構造材	別表ホ設-13
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む (3) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{482} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-20)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-13 燃料集合体検査測定台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {482} 燃料集合体検査測定台 第1類 燃料集合体検査測定台部材: [ ] [ ] 燃料集合体検査測定台アンカーボルト: [ ] [ ] クランプポスト部材: [ ] クランプポストアンカーボルト: [ ] [ ]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-14	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-14 ジブクレーン 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{483} 燃料集合体検査設備 ホイスト
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 ジブクレーン (1) ジブクレーン(2) (2) ジブクレーン(3)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	自立旋回型
	主要な構造材	別表ホ設-14
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒
	核燃料物質の臨界防止	{483} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-14 ジブクレーン 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {483}ホイスト 第1類 ジブクレーン(2), (3)柱部材: <input type="text"/> ジブクレーン(2), (3)柱アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規含む) ジブクレーン(2), (3)ジブ部材: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ラッチロック式フック)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-15	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ホ設-15 燃料集合体外観検査台 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{484} 燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台
設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	縦置検査型
	主要な構造材	別表ホ設-15
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	{484} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 [3.2-建 1 (4 次)] 臨界隔離壁 (第 2 核燃料倉庫領域) よりも高い位置に設置するユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する。 (図臨配-4、図臨組-25)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表 示 設 - 15 燃料集合体外観検査台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {484} 燃料集合体外観検査台 第 1 類 燃料集合体外観検査台部材: [ ] 燃料集合体外観検査台アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) 燃料集合体外観検査台アンカーボルト支点間距離: 1,270mm 以上 燃料集合体外観検査台取付ボルト: [ ] [ ]
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体の水没した状態を想定した積載数を管理する。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図 示 配 - 1、図 示 設 - 16	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
 [99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。



表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{485} 燃料集合体検査設備 燃料集合体嵌合台
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査ピット (1) 燃料集合体検査ピット(1) (2) 燃料集合体検査ピット(2) (3) 燃料集合体検査ピット(3)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 (3) 改造 ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数		3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一般仕様	型式	ピット型縦置検査式
	主要な構造材	別表ホ設-16
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) (1)に含む (3) (1)に含む
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{485} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-4、図臨組-21)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の土間コンクリートに設置する。

表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [485] 燃料集合体嵌合台 第1類 燃料集合体嵌合台部材： <input type="text"/> 燃料集合体嵌合台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> クランプポスト部材： <input type="text"/> クランプポストアンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を管理する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ホ配-1、図ホ設-17	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ホ設-1 マガジン挿入装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン挿入装置	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	
マガジン昇降台	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{469}, {470}

別表ホ設-2 マガジン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン	構造部材	側板	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	燃料棒ガイド板	

事業許可との対応：{471}

別表ホ設-3 運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬台車	構造部材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	ストッパー（落下防止） 固定ワイヤ ワイヤ固定ボルト	

事業許可との対応：{472}

別表ホ設-4 マガジン架台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン架台(1)	構造部材	柱	
マガジン架台(2)		はり	
マガジン架台(3)	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	
		ストッパー（落下防止）	

事業許可との対応：{473}

別表ホ設-5 マガジン姿勢変換台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン姿勢変換台	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{474}

別表ホ設-6 燃料集合体組立装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体組立装置(1) 燃料集合体組立装置(2) 燃料集合体組立装置(3)	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{475}



別表ホ設-7 マガジン架台部 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
マガジン架台部	構造部材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
その他	取付ボルト		
	専用収納部 (落下防止)		

事業許可との対応：{476}

別表ホ設-8 燃料集合体洗浄装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体洗浄装置	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	洗浄タンク アンカーボルト 取付ボルト	
拘束力検査測定台	構造部材	柱 はり クランプポスト	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{477}

別表ホ設-9 ジブクレーン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ジブクレーン(1)	構造部材	柱 はり (ジブ)	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{478}

別表ホ設-10 エンベロープ検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
エンベロープ検査装置	構造部材	柱	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 取付ボルト	

事業許可との対応：{479}

別表ホ設-11 チャンネル検査装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チャンネル検査装置	構造部材	柱	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 取付ボルト	

事業許可との対応：{480}

別表ホ設一12 燃料集合体検査定盤 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体検査定盤	構造部材	柱（移動防止型ストッパー）	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 定盤	

事業許可との対応：{481}

別表ホ設-13 燃料集合体検査測定台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体検査測定台(1)	構造部材	柱	
燃料集合体検査測定台(2)		はり	
燃料集合体検査測定台(3)		クランプポスト	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{482}

別表ホ設-14 ジブクレーン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ジブクレーン(2) ジブクレーン(3)	構造部材	柱 はり (ジブ)	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{483}



別表ホ設-15 燃料集合体外観検査台 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体外観検査台	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト 取付ボルト	

事業許可との対応：{484}

別表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料集合体検査ピット(1)	構造部材	柱	
燃料集合体検査ピット(2)		はり	
燃料集合体検査ピット(3)		クランプポスト	
	ウランを取り扱う部位	被覆管	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{485}

## へ 核燃料物質の貯蔵施設

### 1. 変更の概要

申請対象建物・構築物及び変更内容を表へ-1 に、付属建物原料貯蔵所の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表へ-2 に、付属建物容器管理棟メンテナンス室内に新設する独立遮蔽壁の工事番号及び工事名称を表へ-3 に、付属建物容器管理棟保管室内に新設する鉄扉の工事番号及び工事名称とその補強方法を表へ-4 に、核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容を表へ-5 に、申請機器の名称対比表を表へ-付1 に示す。

また、改造工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表へ-6 に示す。なお、取り外した設備・機器は、仮置き場所に一時保管し、別途申請する新規制対応工事において復旧する。

### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (11) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (12) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）
- (13) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (14) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (15) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

### 3. 設計条件及び仕様

#### (1) 付属建物原料貯蔵所

今回申請する付属建物原料貯蔵所の建物は、昭和58年10月、12月及び昭和59年4月に施設検査を受検後、同年5月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物原料貯蔵所に関する仕様を表へ建-1-1 に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-1 に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-1 に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表へ建-4-1 に示す。

#### ・申請範囲の概要

付属建物原料貯蔵所に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図へ建-1-1：付属建物 原料貯蔵所 補強箇所説明図  
 図へ建-1-2：付属建物 原料貯蔵所 建物の補強工事と各影響評価との関係  
 図へ建-1-3：付属建物 原料貯蔵所 管理区域区分図  
 図へ建-1-4：付属建物 原料貯蔵所 鉄扉配置、建具表、鉄扉補強及び竜巻防護ライン  
 図へ建-1-5：付属建物 原料貯蔵所 火災区域図  
 図へ建-1-5-1：付属建物 原料貯蔵所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧  
 図へ建-1-5-2(1/9)～(9/9)：付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(1)～(9)  
 図へ建-1-5-15：付属建物 原料貯蔵所 シリンダ貯蔵ピット詳細図

(2) 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)

今回申請する付属建物容器管理棟の建物は、昭和63年8月及び同年10月に施設検査を受検後、同年11月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物容器管理棟メンテナンス室内に新設する独立遮蔽壁(以下「独立遮蔽壁(5)」という。)に関する仕様を表へ建-1-2に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-2に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-2に示す。

・申請範囲の概要

付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

(3) 付属建物容器管理棟(鉄扉新設)

今回申請する付属建物容器管理棟の建物は、昭和63年8月及び同年10月に施設検査を受検後、同年11月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物容器管理棟保管室の鉄扉に関する仕様を表へ建-1-3に、鉄扉に関する主要な構造材の仕様を表へ建-2-3に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-2に、次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表へ建-4-2に示す。

・申請範囲の概要

付属建物容器管理棟(鉄扉新設)に関する概要を以下の図に示す。

図イ建-1-1：敷地内建物配置図

図イ建-3-1：工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)

図イ建-3-2：工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)

図イ建-3-3：工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表

図イ建-3-4：工場棟、付属建物 鉄扉概要図

図イ建-3-5：工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)

図イ建-3-6：工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)

図イ建-3-9：工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価

#### (4) 設備・機器

平成 15 年 12 月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成 16 年を起点として長期保全計画を策定し、以降 10 年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表へ設-1～58 に、配置を図へ配-1～5 に示す。本申請の設備は UF<sub>6</sub> シリンダ入荷・貯蔵工程、ウラン粉末入荷・貯蔵・出荷工程のなかのウラン粉末の貯蔵工程、ペレット/Gd 入りペレット貯蔵・出荷工程のなかのペレット貯蔵工程、燃料棒/Gd 燃料棒貯蔵・出荷工程のなかの燃料棒及び Gd 燃料棒貯蔵工程、及び燃料集合体（高速増殖炉用ブランケット燃料集合体を含む）の貯蔵・出荷工程のなかの燃料集合体の貯蔵、燃料集合体の出荷（事業許可 188、195～197、206～208、211～213 ページ）を構成する設備の一部である。

また、取り外す設備・機器の準備工事範囲及び一時仮置き場所を図イ配準-2、図へ配準-1 及び図へ配準-2 に示す。

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物・構築物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	附属建物原料貯蔵所	1 式	改造
			変更なし (シリンダ貯蔵ピット)
屋外	附属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)	1 式	新設
屋外	附属建物容器管理棟(鉄扉新設)	1 式	改造

表へー2 付属建物原料貯蔵所の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添説建 2-Ⅲ. 1. 2-1 表 耐震補強 の概要 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建 3-Ⅲ. 1. 4-1 表 竜巻 に対する補強部位 参照)
4-a. 東側外壁の壁新 設補強	新設柱 新設大梁 新設耐震壁 新設基礎 新設杭	—
4-b. 西側外壁の壁新 設補強	新設柱 新設大梁 新設耐震壁	—
4-c. 鉄扉新設	—	既存シャッタを撤去し、鉄扉を 新設
4-d. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強

注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 1. 付属建物原料貯蔵所 (1) 手順 参照

- ・ 表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1-1 (1/4) 及び表 1-3-4 参照
- ・ 図へ建-1-1 参照

表へー3 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁 (5) の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名 称 <sup>(注)</sup>	独立遮蔽壁の竜巻防護設計計算書 (添付説明書-建 3 VIII 参照)
5-a. 独立遮蔽壁 (5) の 新設	独立遮蔽壁を新設

注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 2. 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁 (5) (1) 手順 参照

- ・ 表へ建-2-2 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁 (5) 主要な構造材の仕様表 参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1-1 (1/4) 及び表 1-3-5 参照

表へー4 付属建物容器管理棟 (鉄扉新設) の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建 3-IX 参照)
5-b. 鉄扉新設	—	新設鉄扉

注) : ・ 4. 工事の方法 4. 1. 3. 付属建物容器管理棟 (鉄扉新設) (1) 手順 参照

- ・ 表へ建-2-3 付属建物容器管理棟 (鉄扉新設) 主要な構造材の仕様表参照
- ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1-1 (1/4) 及び表 1-3-6 参照

表へー5 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容(1/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 転換工場 原料倉庫	シリンダ貯蔵架台	1 式	改造
	シリンダ転倒装置	1 基	改造
	天井走行クレーン (転換 5t)	1 基	変更なし
工場棟 転換工場 転換加工室	大型粉末容器貯蔵架台	1 式	改造
	大型粉末容器	72 基	変更なし
	大型粉末容器用台車	1 基	改造
	仕掛品貯蔵棚	3 基	改造
	SUS 容器用台車(3)	2 台	変更なし
	SUS 容器用台車(4)	1 台	変更なし
	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	1 基	改造
	運搬台車	7 基	改造
	中間仕掛品一時貯蔵棚	2 基	改造
	金属容器 (粉末) 用台車(1)	1 台	変更なし
工場棟 成型工場 ペレット加工室	粉末一時貯蔵棚	4 基	改造
	金属容器 (粉末) 用台車(2)	2 台	変更なし
	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	16 基	改造、変更なし*2
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	変更なし
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	改造
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	変更なし
	ペレットラインコンベア(1)	1 基	改造
	ペレットラインコンベア(2)	1 基	改造
	乗移台 2	1 基	改造
	ボート運搬台車	2 台	変更なし
	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	変更なし
	焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	改造
	焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	改造
	ペレットラインコンベア(3)	1 基	改造
	ペレットラインコンベア(4)	1 基	改造
	ボート (焼結) 用台車(1)	1 台	変更なし
	ボート (焼結) 用台車(2)	2 台	変更なし
	スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)	2 基	変更なし

\*1：既設を廃棄し、新規に同等の機能をもつ設備を製作する。

\*2：スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (5)は変更なし、その他は改造。



表へー5 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容(2/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟 成型工場 ペレット加工室	金属容器（ペレット）	30 個	改造
	金属容器（ペレット）用台車(1)	1 台	変更なし
	仕上りペレット一時貯蔵棚	4 基	改造
工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	仕上りペレット貯蔵棚	1 式	改造
	仕上りペレット貯蔵棚用台車	2 台	変更なし
	ペレットトレイ用台車(1)	1 台	変更なし
	余剰ペレット貯蔵棚	4 基	改造
	金属缶用台車(1)	1 台	変更なし
工場棟 成型工場 燃料棒補修室	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	変更なし
	ロッドチャンネル用台車(1)	1 台	変更なし
工場棟 組立工場 燃料棒検査室	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	変更なし
	ロッドチャンネル用台車(2)	1 台	改造
	ロッドチャンネル用台車(3)	1 台	改造
	燃料棒貯蔵棚	2 基	改造
	トラバーサ	1 台	改造
	運搬車	1 台	改造
工場棟 組立工場 燃料集合体 組立室	燃料集合体一時貯蔵架台	29 基	改造
	天井走行クレーン（組立北 4.8t）	1 基	変更なし
	天井走行クレーン（組立北 3t）	1 基	変更なし
	天井走行クレーン（組立南 5t）	1 基	変更なし
	天井走行クレーン（組立南 1t）	1 基	変更なし
工場棟 組立工場 燃料集合体 貯蔵室	燃料集合体貯蔵架台	90 基	改造
	燃料集合体移送装置	1 基	改造
付属建物 第 2 核燃料倉庫	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第 2 核燃料倉庫)	58 基	改造
	電動リフタ	1 台	変更なし
付属建物 除染室 分析室 作業室(2)	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (作業室(2))	4 基	改造
付属建物 容器管理棟 保管室	天井走行クレーン（容器管理棟 4.8t）	1 基	変更なし

\*1：既設を廃棄し、新規に同等の機能をもつ設備を製作する。

表へー付 1 申請機器名称対比表 (核燃料物質の貯蔵施設) (1/2)

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
491	UF6 シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台
493	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置
494	天井走行クレーン	天井走行クレーン (転換 5t)
495	—	大型粉末容器貯蔵架台
496	大型粉末容器 (台車付)	大型粉末容器
497	—	大型粉末容器用台車
498	仕掛品貯蔵棚	仕掛品貯蔵棚
500	ポリ容器・SUS 容器用台車(1)	S U S 容器用台車(3)
501	ポリ容器・SUS 容器用台車(2)	S U S 容器用台車(4)
502	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
504	運搬台車	運搬台車
507	中間仕掛品一時貯蔵棚	中間仕掛品一時貯蔵棚
509	ポリビン(粉末用)台車(1)	金属容器 (粉末) 用台車(1)
510	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚
513	ポリビン(粉末)用台車(2)	金属容器 (粉末) 用台車(2)
514	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
529	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室(2))
532	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第 2 核燃料倉庫)
534	—	電動リフト
546	圧粉ペレット一時貯蔵棚	圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)
		圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)
		圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)
547	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(1)
		ペレットラインコンベア(2)
548	乗移台	乗移台 2
549	ボート運搬台車	ボート運搬台車
550	焼結ペレット一時貯蔵棚	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)
		焼結ペレット一時貯蔵棚(2)
		焼結ペレット一時貯蔵棚(3)

\*1 : 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表へー付1 申請機器名称対比表（核燃料物質の貯蔵施設）（2/2）

事業許可 番号 *1	安全機能を有する施設	
	既設工認申請書・機器名称 (既設工認名称)	本設工認申請書・機器名称 (本設工認名称)
551	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(3)
		ペレットラインコンベア(4)
552	ボート(焼結)用台車(1)	ボート(焼結)用台車(1)
553	ボート(焼結)用台車(2)	ボート(焼結)用台車(2)
554	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚(ペレット用)
555	—	金属容器(ペレット)
556	ペレットポリビン用台車(1)	金属容器(ペレット)用台車(1)
557	仕上りペレット一時貯蔵棚	仕上りペレット一時貯蔵棚
558	仕上りペレット貯蔵棚	仕上りペレット貯蔵棚
559	—	仕上りペレット貯蔵棚用台車
560	—	
561	ペレットトレイ用台車(1)	ペレットトレイ用台車(1)
562	余剰ペレット貯蔵棚	余剰ペレット貯蔵棚
563	金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)
579	燃料棒一時貯蔵棚	燃料棒一時貯蔵棚
580	ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)
581	燃料棒一時貯蔵棚	燃料棒一時貯蔵棚
582	ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)
583	ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)
584	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚
585	リフタ	トラバーサ
586	運搬車	運搬車
593	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台
594	天井走行クレーン	天井走行クレーン(組立北4.8t)
		天井走行クレーン(組立北3t)
		天井走行クレーン(組立南5t)
		天井走行クレーン(組立南1t)
595	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台
596	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置
597	クレーン	天井走行クレーン(容器管理棟4.8t)

\*1: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表へー6 核燃料物質の貯蔵施設の取り外し対象機器

設置場所	名称		事業許可 番号 <sup>注1)</sup>	取り外し設備 の区分 <sup>注2)</sup>
付属建物 原料貯蔵 所	原料貯蔵設備	10 <sup>注3)</sup> シリンダ転倒装置	489	区分3
		11 <sup>注3)</sup> 粉末回収・ペレット取扱ボックス	535	区分3
付属建物 第3核燃 料倉庫	粉末貯蔵設備	12 <sup>注3)</sup> 粉末容器ハンドリング装置	536	区分3
		14 <sup>注3)</sup> 洗浄残渣コンベア	599	区分3
付属建物 シリンダ 洗浄棟	洗浄残渣貯蔵 設備	15 <sup>注3)</sup> チャッキングリフト	600	区分3
		16 <sup>注3)</sup> 棚搬入コンベア	601	区分3
		17 <sup>注3)</sup> 洗浄残渣明替フードボックス	604	区分3
		18 <sup>注3)</sup> 洗浄残渣乾燥機	605	区分3
		19 <sup>注3)</sup> 回転混合機(金属容器(粉末)混合)	606	区分3

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図イ配準-2「付属建物 シリンダ洗浄棟 設備・機器準備工事範囲図」、図へ配準-1「付属建物 第3核燃料倉庫 設備・機器準備工事範囲図」及び図へ配準-2「付属建物 原料貯蔵所 設備・機器準備工事範囲図」における当該機器の番号を示す。

#### 4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

##### 4. 1. 建物・構築物

##### 4. 1. 1. 付属建物原料貯蔵所

###### (1) 手順

今回申請の付属建物原料貯蔵所に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
  - ・ 付属建物原料貯蔵所のシリンダ貯蔵ピットに核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
  - ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
  - ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
  - ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。
- 4-a. 東側外壁の壁新設補強<sup>(注1)</sup>：耐震性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の東側外壁（10通り）に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する。配置を図へ建-1-6及び10～13に、壁新設補強詳細図を図へ建-1-14に示す。
- 4-b. 西側外壁の壁新設補強<sup>(注1)</sup>：耐震性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の西側外壁（1通り）に新たに鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を新設により補強する。配置を図へ建-1-6及び10～13に、壁新設補強詳細図を図へ建-1-14に示す。
- 4-c. 鉄扉新設<sup>(注1)</sup>：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の既存シャッタを撤去し、鉄扉（SD-44）を新設する。配置を図へ建-1-4、6及び8に、建具表を図へ建-1-4に示す。
- 4-d. 鉄扉補強<sup>(注2)</sup>：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物原料貯蔵所の既存鉄扉（SD-42）を鉄扉補強材により補強する。配置を図へ建-1-4、6及び8に、建具表及び鉄扉補強図を図へ建-1-4に示す。
- 4-e. 付属建物原料貯蔵所のシリンダ貯蔵ピットは改造工事を伴わない。以下に示す手順（図へ4-e.参照）により検査を行い適合の確認を実施する。配置を図へ建-1-6、9に、シリンダ貯蔵ピット詳細図を図へ建-1-15に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認すると共に、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

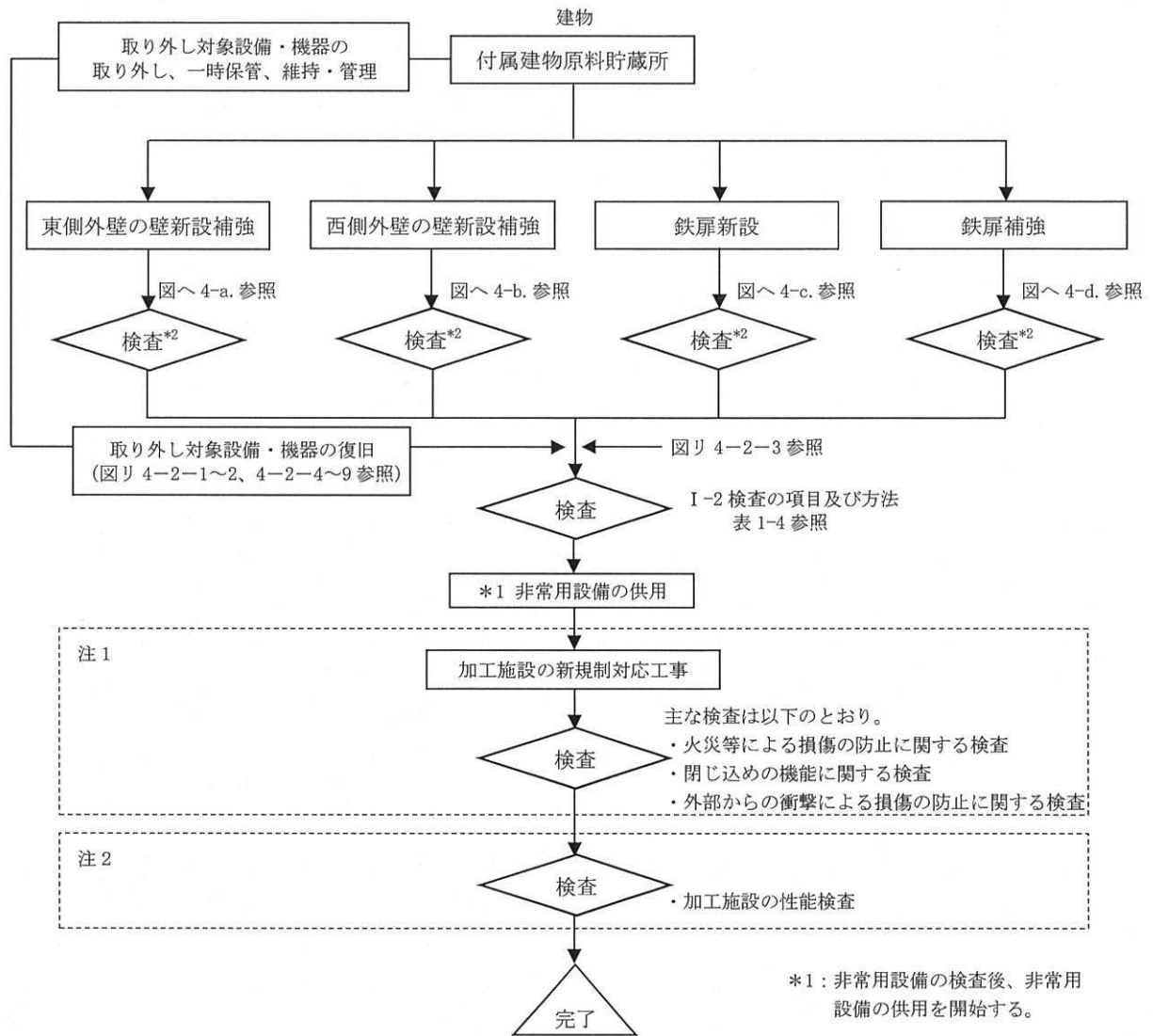
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



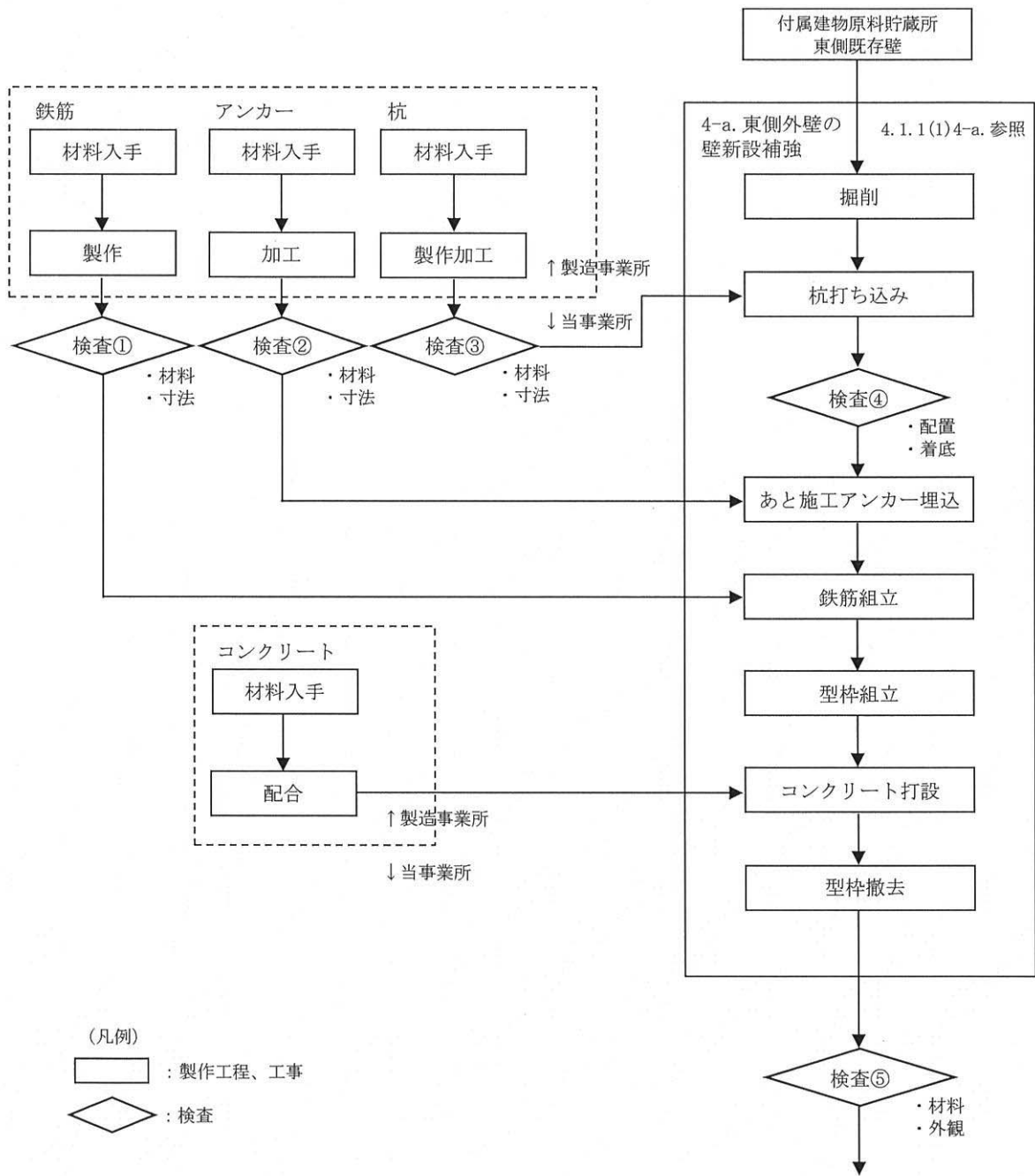
図へ 1-1 工事の手順フロー図

(凡例)  
 [ ] : 工事  
 { } : 検査

\*1 : 非常用設備の検査後、非常用設備の供用を開始する。

\*2 : I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-4 参照

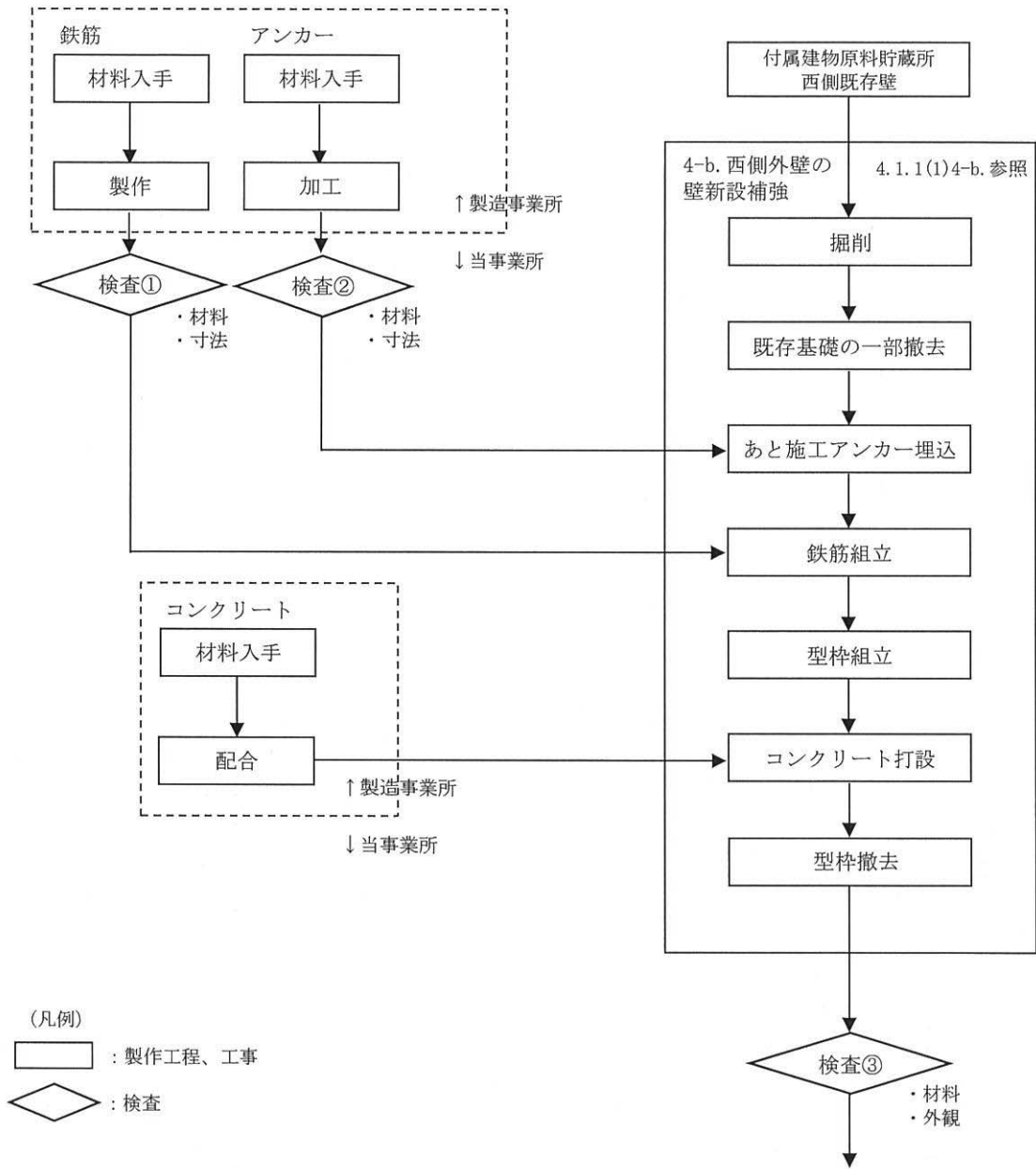
注1 : 付属建物原料貯蔵所以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。  
 注2 : 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

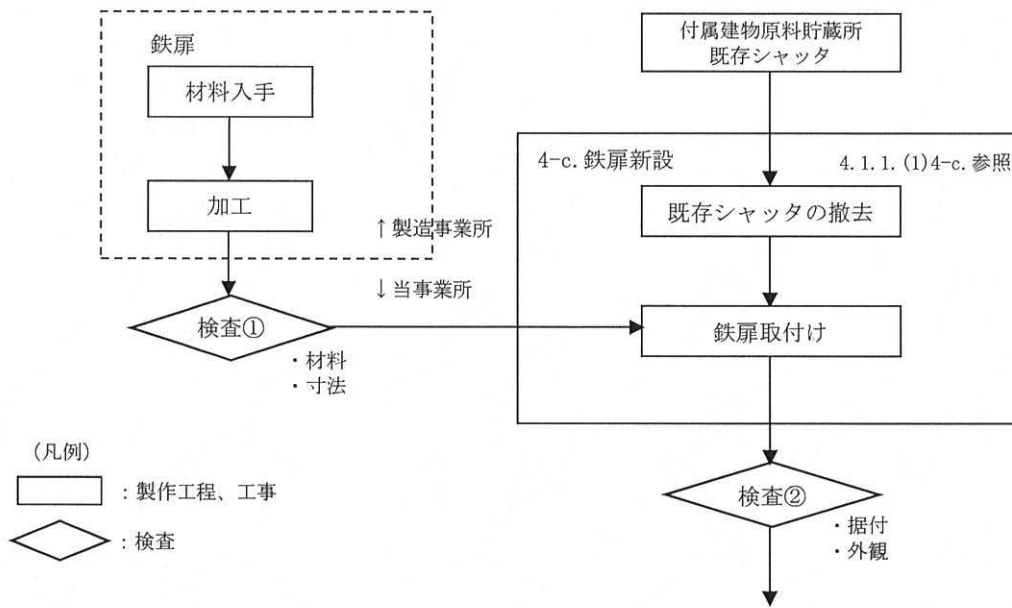
図へ 4-a. 東側外壁の壁新設補強の手順フロー図





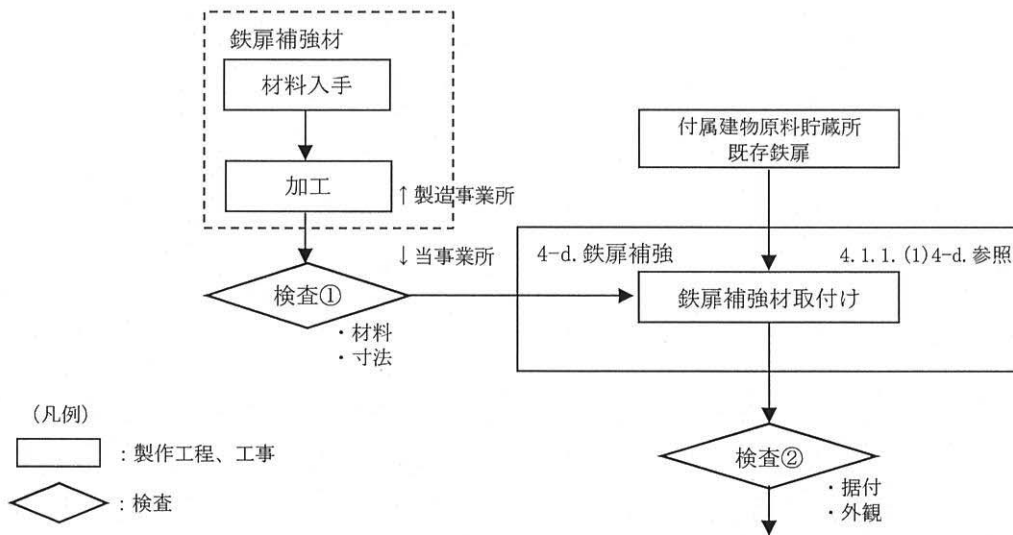
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-b. 西側外壁の壁新設補強の手順フロー図



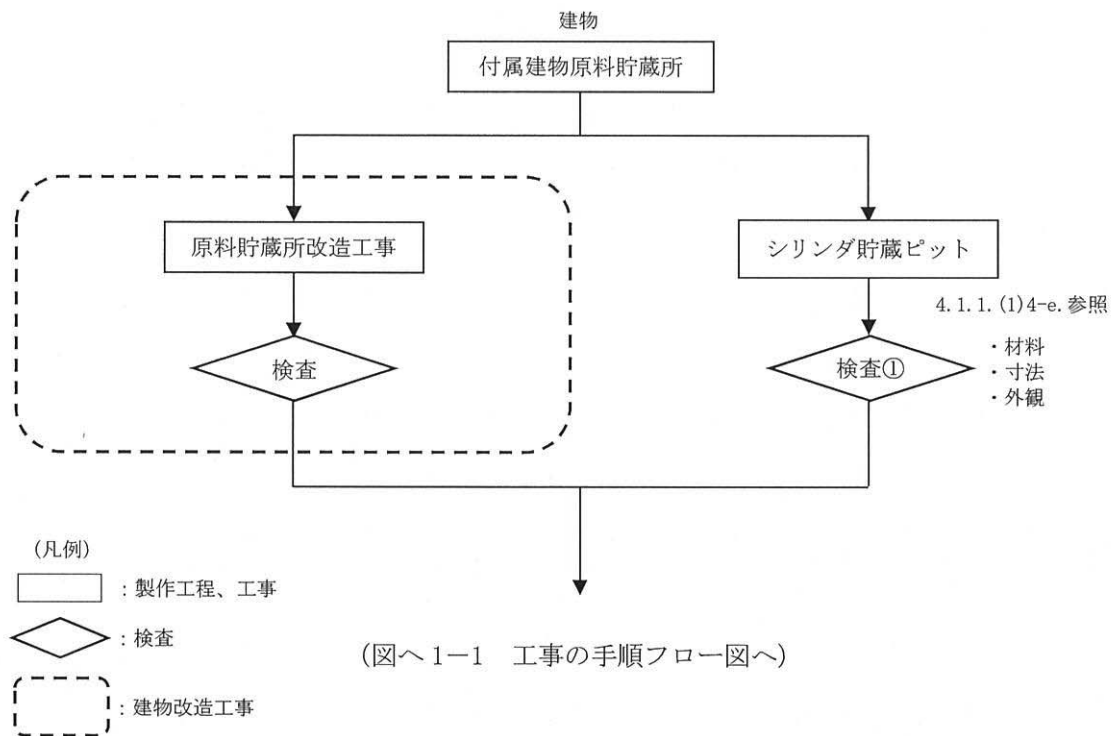
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-c. 鉄扉新設の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-d. 鉄扉補強の手順フロー図



図へ4-e. シリンダ貯蔵ピットの検査フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-4に示す。

#### 4. 1. 2. 付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)

##### (1) 手順

今回申請の付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図へ5-a.参照)により行う。また、付属建物容器管理棟独立遮蔽壁(5)の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を5-a.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物容器管理棟メンテナンス室に核燃料物質はない。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。

5-a. 独立遮蔽壁(5)の新設<sup>(注1)</sup>：付属建物容器管理棟メンテナンス室の室内に独立遮蔽壁を新設する。

配置を図へ建-2に示す。

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理(防火を含む)

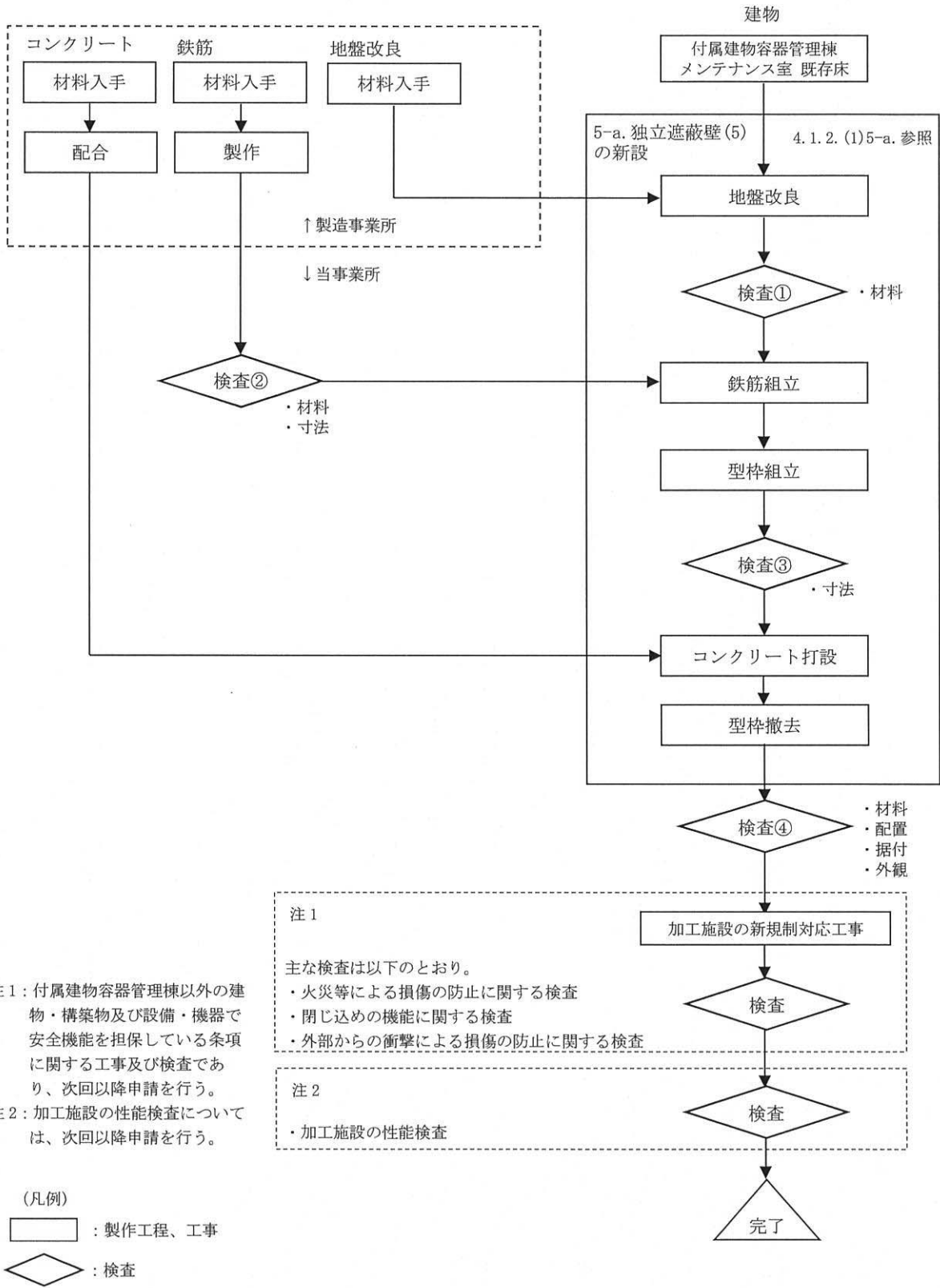
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

###### c. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

d. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図へ 5-a. 独立遮蔽壁(5)の新設の手順フロー図



(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-5に示す。

#### 4. 1. 3. 付属建物容器管理棟（鉄扉新設）

##### (1) 手順

今回申請の付属建物容器管理棟（鉄扉新設）に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。また、付属建物容器管理棟（鉄扉新設）の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を5-b. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 付属建物容器管理棟に核燃料物質はない。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。

5-b. 鉄扉新設<sup>(注1)</sup>：耐竜巻性能向上を目的に、鉄扉(SD-221)を新設する。なお、付属建物容器管理棟保管室前室の既存シャッタは残置する。

配置を図イ建-3-2に、建具表を図イ建-3-3に、鉄扉概要図を図イ建-3-4に示す。

注)：適用指針

注1) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—（日本建築学会）

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

###### c. 入退域・放射線管理

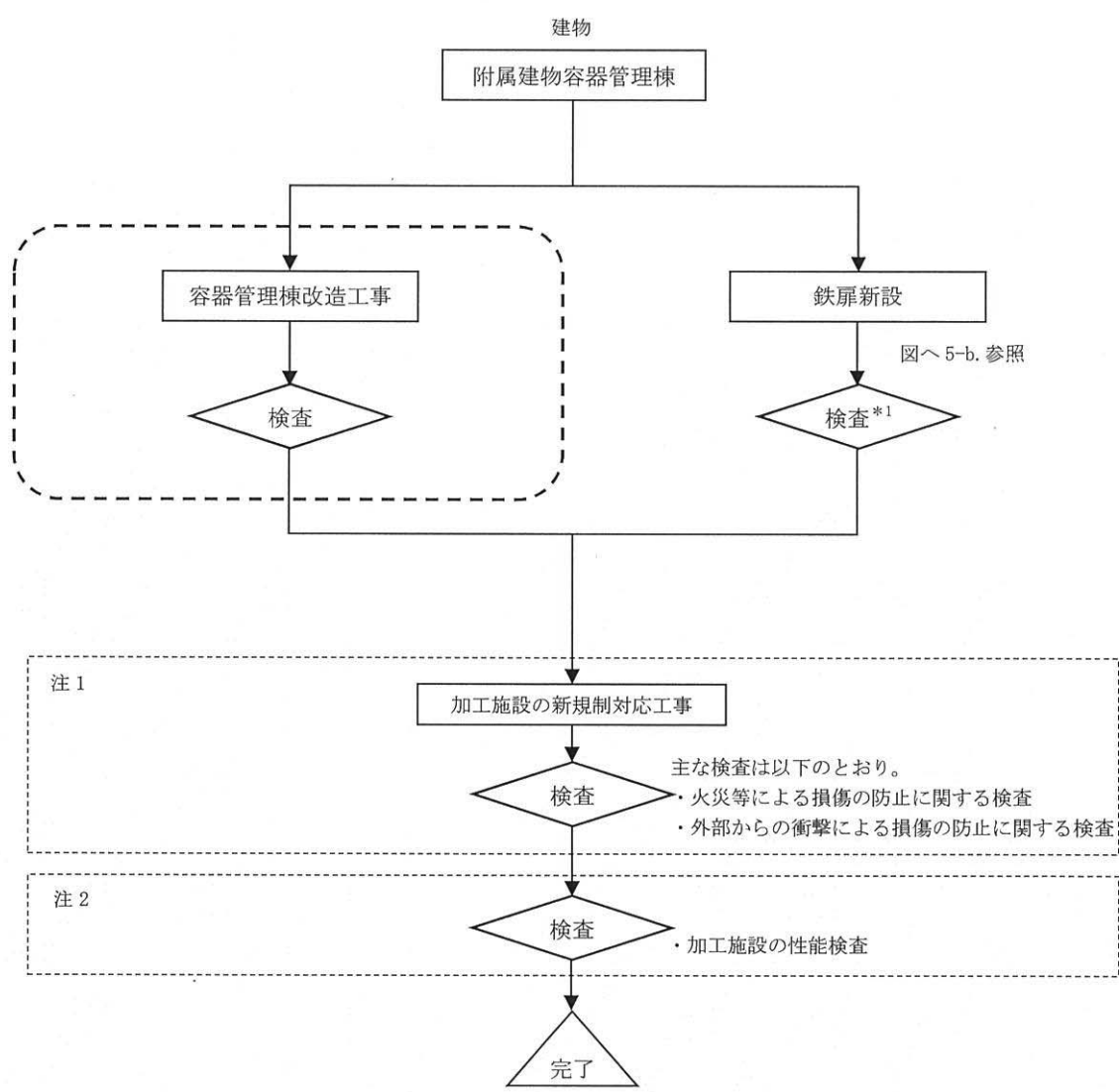
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業中は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



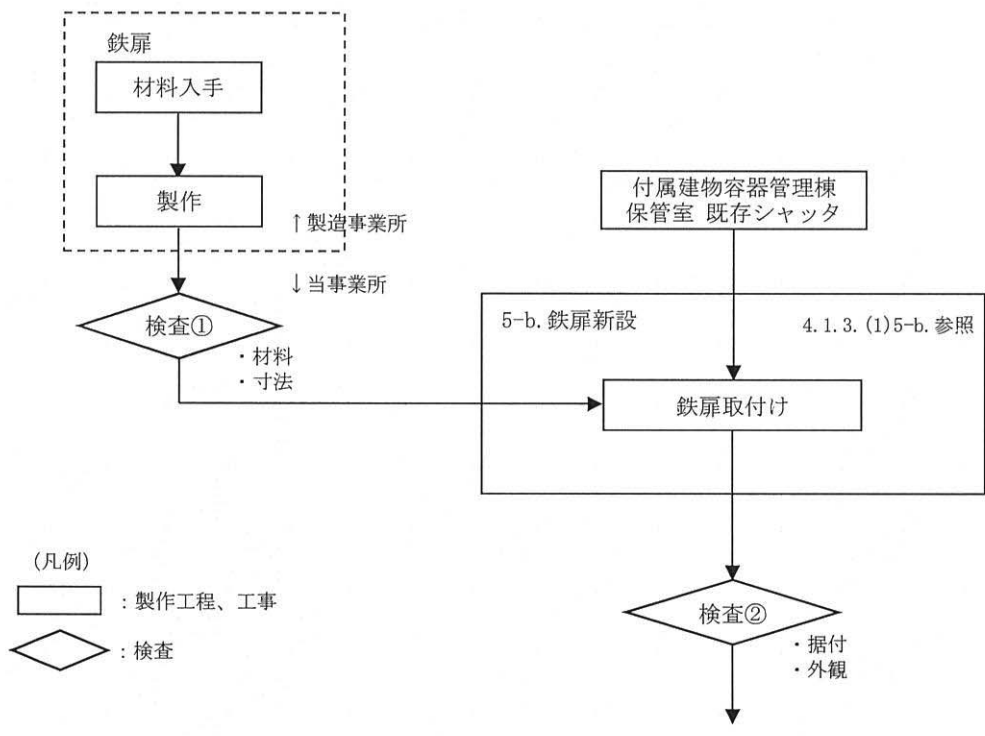
図へ1-2 工事の手順フロー図

- (凡例)
- : 製作工程、工事
  - : 検査
  - : 既認可  
(4次申請:207ページ参照)

\*1: I-2 検査の項目及び方法  
表1-3-6 参照

注1: 附属建物容器管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、次回以降申請を行う。

注2: 加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。



(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図へ 5-b. 鉄扉新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-6に示す。

## 4. 2. 設備・機器

### (1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1、図イ 2-2、図ハ 2-1、図ニ 2-1、図ヘ 2-1 及び図ヘ 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第 18-1082 号、三原燃 第 18-1174 号)に示している。

工事にあたり、工場棟転換工場転換加工室の大型粉末容器架台、工場棟成型工場ペレット貯蔵室の仕上りペレット貯蔵棚と余剰ペレット貯蔵棚、工場棟組立工場燃料棒検査室の燃料棒貯蔵棚、工場棟組立工場燃料集合体貯蔵室の燃料集合体貯蔵架台、及び付属建物第2核燃料倉庫のスクラップ貯蔵棚(粉末用)に核燃料物質が保管されているため、周囲を養生材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

本工事では、安全機能を維持するために必要なケーブル類はない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

#### a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ヘ2-3-1及び図ヘ2-3-2参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。必要に応じて、核燃料物質を移動したうえで施工を行う((2)a.参照)。不要となった部品等は撤去する((2)b.参照)。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

#### b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ヘ2-4-1及び図ヘ2-4-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施す

る。

2) 検査の合格をもって完了とする。

(2) 手順の詳細

- a. 大型粉末容器貯蔵架台、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)、仕上りペレット貯蔵棚、余剰ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚
- 貯蔵している核燃料物質をすべて他の貯蔵施設に移動することが困難であることから、貯蔵棚の一部に核燃料物質を貯蔵したまま安全を確保する方法で補強工事を行う。具体的には、補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。

(3) 工事上の注意事項

- a. 一般事項
- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
  - ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
  - ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)
- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
  - ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
  - ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
  - ・高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施



する。

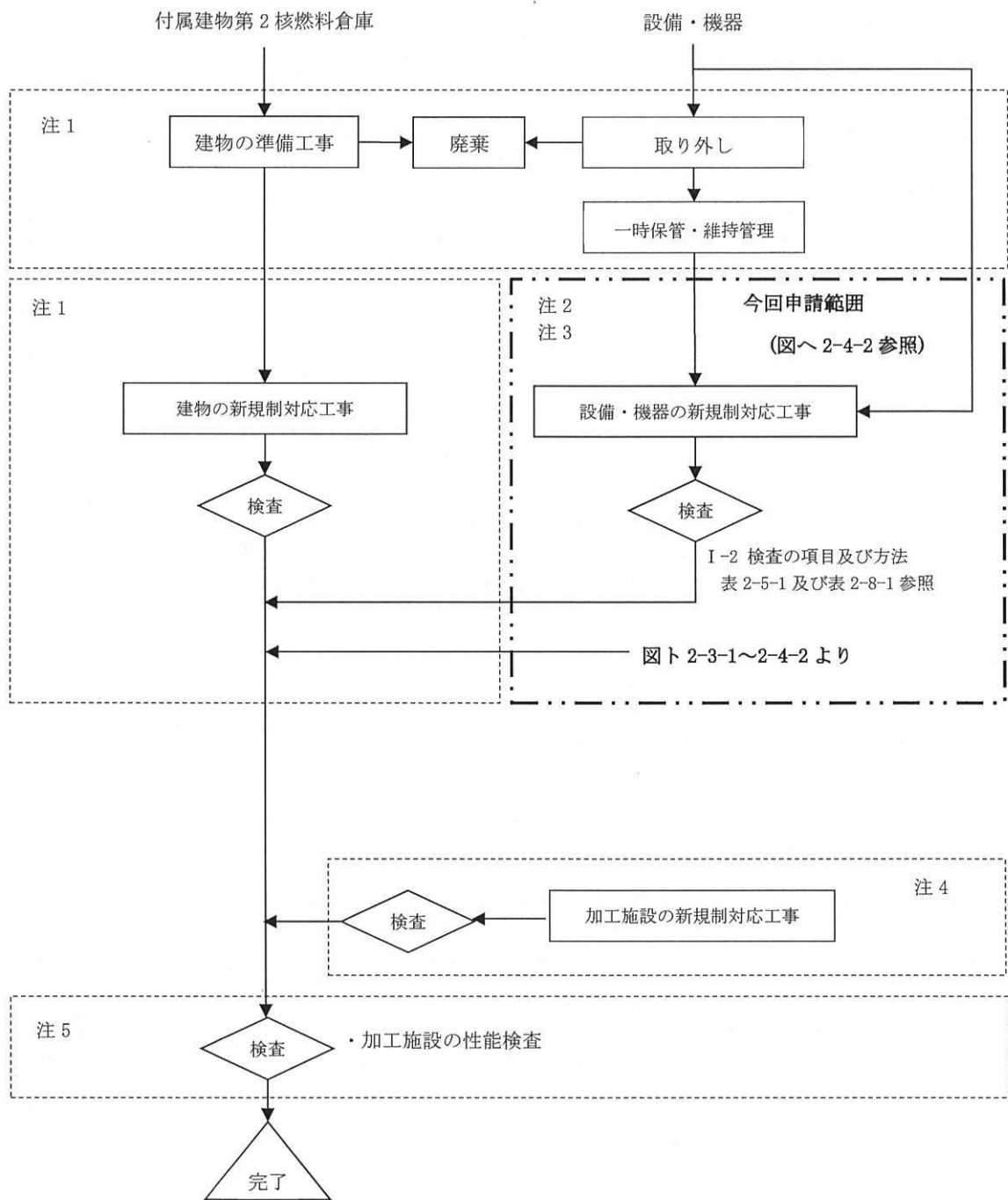
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(4) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(5) 検査

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表2-5-1に、検査の方法を表2-8-1に示す。



注1：先行設工認申請済み。

注2：一部の設備・機器は、先行設工認申請済み。

注3：一部の設備・機器は、次回以降申請を行う。

注4：付属建物第2核燃料倉庫以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、先行設工認で申請済み、または次回以降申請を行う。

注5：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図へ2-1 建物工事と設備工事との関係図 (付属建物第2核燃料倉庫)